

事故由来放射性物質対策に関する龍ヶ崎市の方針

平成24年 2月 1日

はじめに

本市を含む関東地方などの一部地域では、東京電力福島第一原子力発電所の事故によって大気中に放出された放射性物質(以下「事故由来放射性物質」といいます。)の影響により放射線量が通常時の値を超える状況にあります。

本市においては、情報収集に努めるとともに、国から明確な安全基準が示されるまでの暫定措置として昨年7月に独自の基準を定めました。その後、当該基準に沿って空間放射線量の定点測定や給食食材・農産物等の放射能測定、放射線量測定機器の貸出し、さらに、保育所や学校の除染作業、私立幼稚園・保育園に対する除染費用の助成などを行ってきました。

この間、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが国の課題となっていたことから、放射性物質汚染対処特別措置法(以下「特別措置法」といいます。))が昨年8月に公布され、11月には特別措置法に基づく基本方針が閣議決定されました。これらによって事故由来放射性物質対策に係る国の基準が明確となりつつあり、本年1月から特別措置法も全面施行されました。

こうした状況を踏まえ、本市における事故由来放射性物質対策に関する取組も、国の基準に準拠するなどの修正が必要な情勢となったことから、今般、昨年7月に定めた方針(8月及び10月に一部改正)を全文改正し、新たに本方針を定めることとしました。従前の方針との主な相違点は、昨年12月に特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域の指定を受けたことを踏まえ、今後、市内全域の詳細な放射線量の測定を反映した除染実施計画を策定して除染活動等を推進するものです。一方で、空間放射線量が全体的に徐々に低下傾向にあることを踏まえて定点測定頻度の見直しを行うなど、業務比重を実態に応じて変更していきます。なお、追加被ばく線量の目標値及び除染の指標値については、昨年10月の改正で強化しており変更はありません。

本市の放射線量測定値は健康上心配するレベルではなく、普通に生活して問題ない状況と考えております。一方で、市民の皆さんが少なからず不安感を抱いているものと推察しております。したがって、市民の皆さんが不安感を払拭し、安心して生活が送れるよう本方針に基づき、事故由来放射性物質対策の計画的かつ着実な実行に努めてまいります。

また、今後、国においては、食品に係る放射線セシウムの基準の変更が予定されておりますが、このような改正等に際しても適時適正な措置を講じるなど、市民の皆さんの安心・安全のため最善の努力を傾注してまいります。

市民の皆様におかれましても、引き続き本市の取組にご理解、ご協力をお願いいたします。

1 基本的事項

(1) 追加被ばく線量の目標値について

本市の放射性物質対策における追加被ばく線量の目標値は、長期的な目標として年間1ミリシーベルト以下となることを目指します。

(2) 除染の指標値について

本市の放射性物質対策における除染の指標値を、原則として地表から1メートルの高さでの空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上とします。ただし、子どもの生活環境を考慮して必要と認める場合については、地表から50センチメートル又は5センチメートルの高さでの測定値を指標値とします。

【追加被ばく線量の目標値及び除染の指標値の考え方】

特別措置法に基づく基本方針では、追加被ばく線量が年間 20 ミリシーベルト未満の地域については、「長期的な目標として年間 1 ミリシーベルト (mSv) 以下を目指す」ことが示されており、これを 1 時間あたりに換算すると、毎時 0.23 マイクロシーベルト (μ Sv) になります。また、目標値と指標値の関係は、次のとおりです。

① 追加被ばく線量の目標値 1mSv/年 (1,000 μ Sv/年) を 1 時間あたりに換算

$$1,000 \mu \text{ Sv/年} \div 365 \text{ 日} \div (8 \text{ 時間} + 16 \text{ 時間} \times 0.4) \approx \mathbf{0.19 \mu \text{ Sv/時}}$$

※ 1 日のうち屋外に 8 時間、屋内に 16 時間 (遮へい効果により 0.4 倍の木造家屋) 滞在する生活パターンを仮定。

② 自然界の放射線量 (大地からの放射線量)

$$\mathbf{0.04 \mu \text{ Sv/時}}$$

③ 1 時間あたりの被ばく線量の目標値 (①+②) (= 除染の指標値)

$$\textcircled{1} 0.19 \mu \text{ Sv/時} + \textcircled{2} 0.04 \mu \text{ Sv/時} = \mathbf{0.23 \mu \text{ Sv/時}}$$

(参考) 災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会 第 1 回合同検討会 (H23.10.10 環境省)

(3) 除染作業について

除染実施計画の策定区域を決定するための調査測定方法や除染実施計画で定める除染作業、除去土壌の収集、運搬及び保管など除染に関する措置については、「除染関係ガイドライン (平成 23 年 12 月 環境省編)」に準拠します。

なお、除染関係ガイドラインが改訂された場合は、改訂後の内容に準拠します。

(4) 食品に係る放射線セシウムの基準について

国においては、食品中の放射性セシウムに係わる基準が平成 24 年 4 月に現行の暫定基準値から新たな基準値への変更が検討されています。本市においては、極力、前倒して新たな基準 (案) (下表の左欄) で対応します。

○国の放射性セシウムの基準

新基準値 (案)		暫定基準値 (現行)	
飲料水	10 ベクレル/kg	飲料水	200 ベクレル/kg
乳児用食品	50 ベクレル/kg	牛乳・乳製品	200 ベクレル/kg
牛乳	50 ベクレル/kg		
一般食品	100 ベクレル/kg	野菜類	500 ベクレル/kg
		穀類	500 ベクレル/kg
		肉・卵・魚・その他	500 ベクレル/kg

(5) 情報提供について

市民が安心して落ち着いた日常生活が送れるよう全ての情報について、市公式ホームページや広報紙などを活用して正しい知識と情報の迅速な提供に努めます。

2 空間放射線量の測定

(1) 本市が行う測定について

① 定点測定

ア 64箇所の定点において、毎月2回測定を行います。なお、毎月の測定回数は、今後のモニタリング結果等により見直しを行います。

(対象施設)

公立保育所(3), 私立保育園(8), 私立幼稚園(9), 小学校(13), 中学校(6), 高校(4), 大学(1), 公園(17), 市役所, 湯ったり館, たつのこフィールド

イ 原則として校庭・園庭等の中央部において、地表から5cm, 50cm, 100cmの高さで測定します。

ウ 測定機器は、(株)堀場製作所のCsIシンチレーション式サーベイメータ(PA-1000Radi)を使用します。

エ 測定方法は、各測定ポイントにおいて、原則として、高さ毎に1分間の計測を5回繰り返し、その平均を測定値とします。

② 複数ポイントの測定

ア 子どもの生活環境を特に考慮すべき施設及び屋外の施設については、施設毎に複数ポイントの測定結果を図化したもの(以下「放射線マップ」といいます。)を作成します。対象施設は、保育所(園), 幼稚園, 小中学校のほか、126公園及び15スポーツ施設(いずれも定点測定施設を含む。)とします。

イ 除染作業の前後や定点測定値に大きな変化が現れた場合は、随時測定を行います。

ウ 測定機器及び測定方法は、原則として、定点測定と同様とします。

③ 測定結果の公表

ア 定点測定施設の空間放射線量の測定値は、市公式ホームページに掲載するとともに、市庁舎, 各出張所, 各コミュニティセンター, 文化会館, 湯ったり館に掲示します。

イ 放射線マップは、市公式ホームページに掲載するとともに、公園及びスポーツ施設については、各施設に看板等を設置して利用者への情報提供を行います。

(2) 本市以外が行う測定について

本市域では、茨城県及び東京電力(株)竜ヶ崎支社も空間放射線量を測定し、公表しています。本市は、これらの測定結果についても参考とし、必要な情報提供や対策に利用します。

なお、モニタリングポストやモニタリングカーによる測定値と本市の測定値とは、測定する高さや測定機器の精度の違いなどから、差が生じる場合があります。

3 食品等の放射性物質

(1) 飲料水について

① 水道水の放射性物質の測定は、本市域の水道事業者である茨城県南水道企業団が行っており、測定結果を同企業団ホームページで公表しています。

② 市民が飲料用としている井戸水は、依頼に基づき測定します。ただし、スーパー等の小売店で購入した飲料水(地下水)を除きます。

③ 測定の結果が基準値を超えた場合は、乳児を持つ家庭に飲料水を配布します。ただし、配布する量や頻度は、その都度決定します。

④ 災害時の飲料水として利用を予定する本市が管理する井戸については、定期的に井戸水の放射性物質を測定します。

(2) 公立保育所・小中学校の給食食材等について

① 給食やおやつに、出荷制限や摂取制限の対象となっている食材は使用しません。

② 食材に関する情報収集と情報提供を行い、食の安全確保に努めます。

- ③ 独自に、給食食材のサンプル調査を前日までに行います。
- ④ サンプル調査の結果、放射性物質が検出された場合は、当該食材は使用しません。
- ⑤ 弁当や水筒の持ち込みに関しては、保護者の不安感等を考慮し、保護者の意向を尊重します。

(3) 農畜産物等について

- ① 本市で生産された農畜産物、家庭菜園等で生産された野菜・果物及び土壌等の放射能については、市民の依頼に基づき測定します。ただし、スーパー等の小売店で購入した農産物等を除きます。
- ② 放射能測定は無料とし、予約方法等の詳細は別に定めるところによるものとします。
- ③ 測定値が食品の基準値を超えた場合は、茨城県と連携して詳細調査等を行い、その結果を踏まえ、必要な措置を講じます。

(4) 測定機器について

使用する測定機器は、日立アロカメディカル㈱の食品放射能測定システム(CAN-OSP-NAI)とします。

4 放射線量測定機器の貸出し

市民が自ら住宅や道路等の空間放射線量を測定できるよう、測定機器の貸出しを行います。

- (1) 測定機器の貸出しは無料とし、予約方法等の詳細は別に定めるところによるものとします。
- (2) 貸出しする測定機器は、(株)堀場製作所のCsIシンチレーション式サーベイメータ(PA-1000Radi)とします。

5 子どもの健康

必要に応じて、稲敷地区6市町村放射能対策協議会や他自治体との連携も考慮しながら、子どもたちを対象とした健康診査等の実施を国や県等に要望します。

6 公立保育所における児童の生活

(1) 除染の対策について

空間放射線量の測定値が除染の指標値(毎時0.23マイクロシーベルト)を超えた場合は、土壌の削り取り、除草、清掃その他当該施設の実態に応じた対策を行います。

(2) 保育所生活の留意事項について

保育所生活で児童が受ける放射線量をできるだけ低く抑えるため、次のことに留意しながら対応します。

① 日常生活

- ア 外遊びを含む屋外活動の後は、手や顔などを洗い、うがいをさせます。
- イ 登園時や屋外活動の後は、靴の泥や衣服の土砂をできるだけ落とさせます。
- ウ 万一、土や砂が口に入ってしまった場合は、すぐに口をすすがせます。
- エ 土埃が多いときは窓を閉め、屋内で過ごします。
- オ 可能な限り、長時間の屋外活動を控えます。

② プール学習・水遊び

- ア プール水及びプールに利用する水道水(井戸水)から放射性物質が検出されない状況

を確認した後、本市の空間放射線量を考慮しプール学習・水遊び実施の可否を決定します。

イ プール学習・水遊びの参加・不参加は、保護者の不安感等を考慮し、保護者の意向を尊重します。

7 私立幼稚園・保育園における児童の生活

私立の幼稚園及び保育園の児童に対しても、上記6と同様の対策が講じられるよう各園と協議し、必要な支援を行うとともに、希望により、次の支援を行います。

- (1) 放射線量測定機器は、無償貸与します。貸与する機器は、(株)堀場製作所のCsIシンチレーション式サーベイメータ(PA-1000Radi)とします。
- (2) 除染が必要な場合は、別に定める基準による除染費用の補助、除染方法の指導その他の支援を行います。

8 小中学校における児童・生徒の生活

(1) 除染の対策について

空間放射線量の測定値が除染の指標値(毎時0.23マイクロシーベルト)を超えた場合は、土壌の削り取り、除草、清掃その他当該施設の実態に応じた対策を行います。

(2) 学校生活の留意事項について

学校生活で児童・生徒が受ける放射線量をできるだけ低く抑えるため、次のことに留意しながら対応します。

① 日常生活

ア 屋外での活動後には、手や顔などを洗い、うがいをするよう指導します。

イ 土や砂を口に入れないように注意します。

ウ 登校や下校時には、靴の泥をできるだけ落とすよう指導します。

エ 土埃が多いときには窓を閉めます。

② 屋外での活動

長時間の屋外活動が必要な場合は、活動内容や方法を工夫しながら行います。

③ 水泳学習

ア プール水及びプールに利用する水道水(井戸水)から放射性物質が検出されない状況を確認した後、本市の空間放射線量を考慮し水泳学習実施の可否を決定します

イ 水泳学習の参加・不参加は、保護者の不安感等を考慮し、保護者の意向を尊重します。

9 公園その他の公共施設

(1) 公園・屋外スポーツ施設について

- ① 公園及び屋外スポーツ施設の出入り口付近に放射線マップを設置し、利用上の注意を喚起します。
- ② 空間放射線量の測定値が除染の指標値(毎時0.23マイクロシーベルト)を超えた場合は、土壌の削り取り、除草、清掃その他当該施設の実態に応じた対策を行います。
- ③ 地表から1メートルの高さでの空間放射線量の測定値が毎時1.0マイクロシーベルトを超えた場合は、公園の利用を制限します。

(2) 道路・側溝について

- ① 除去した汚泥の仮置き場の確保などの作業環境の整備の後、道路・側溝の実態に応じた

除染対策を行います。

② 放射線量測定機器の貸出しに際し、市民の協力を得て道路や側溝の空間放射線量の情報収集に努めます。

(3) 調整池について

① 調整池は、原則として立ち入り禁止となっておりますが、調整池周囲柵付近の空間放射線量の測定を継続します。なお、測定結果については、市公式ホームページに掲載するとともに、入口付近の柵に看板等を設置し、注意を喚起します。

② 調整池周辺柵付近の地表から1メートルの高さでの空間放射線量測定値が毎時1.0マイクロシーベルトを超えた場合は、土砂の仮置き場の確保などの作業環境の整備状況等を勘案したうえで、土砂の除去又は調整池付近の必要な措置を講じます。

10 その他

状況の変化などにより、本方針に掲げる事項以外の措置が急遽必要となった場合は、適宜必要な措置を講じます。